

令和3年第5回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和3年5月27日(木)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第2会議室、北庁舎2階会議室
開 会	令和3年5月27日(木) 14時55分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 11人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農業振興地域整備計画の変更について 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>現況証明願について 生産緑地のあっせん願いについて</p>
-------------	--	---

<p>開会</p> <p>(14:55)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第5回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第5回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に1番の和田 義雄 委員と、3番の萩野 淑子 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>(農業委員会法第24条(議事参与の制限)により 関係委員は退席する。)</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>2番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は愛知牧場の北側に隣接しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は755㎡です。</p> <p>申請者は、米野木町にお住まいです。</p> <p>申請者は、年間250日程度農作業に従事しており、その農作業暦は30年程になります。</p> <p>農業用機械は、トラクターを1台借り入れています。</p> <p>この度申請者は、申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では牧草の栽培を予定しています。</p> <p>2番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p>
---	--

	<p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあるとと思われます。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号2番の案件の採決を宣言。</p>
議長	<p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号、2番の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p>
議長	<p>(退席委員 入室)</p>
議長 事務局	<p>続いて、3番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>3番の案件について、説明します。</p> <p>申請地は、中部電力日進変電所から南西に約330メートルの位置に所在しており、現況は田で作付けはされておらず、面積は751㎡です。</p> <p>申請者は赤池町にお住まいです。</p> <p>申請者は、年間300日程度農業に従事しており、その農作業暦は58年程になります。</p> <p>農業用機械は、トラクター、自走式噴霧器、自走式草刈り機トラック、軽トラックを所有しています。</p> <p>この度、申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するため今回の申請に至りました。</p>
議長 事務局	<p>申請地では葡萄の栽培を予定しています。</p> <p>3番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当あり</p>

		<p>ません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p> <p>議長 議案第1号3番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>議長 特に意見がないことを確認して議案第1号3番の案件の採決を宣言。</p> <p>議長 (挙手全員)</p> <p>議長 議案第1号、3番の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>議長 続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>事務局 除外1番の案件について説明します。</p> <p>除外目的は、教職舎を建築するものです。</p> <p>申出地は東小学校から南に約180メートルの位置になります。</p> <p>現況は畑で、面積は273.47㎡です。</p> <p>農業生産基盤整備事業の実施状況については、県営ほ場整備事業日進地区第一工区が昭和46年度に完了しています。</p> <p>申出者は、米野木町番城田にて神殿及び教職舎を建設し宗教活動を行っています。現在の教職舎が老朽化し、耐震において危険な状況であるため、建て替えを計画しています。</p> <p>建て替えを機に別居している長男家族が同居することになり、10人以上となるため、現在の敷地では狭く建て替えができない状況です。</p> <p>土地選定について、周辺の土地の交渉を行いました、不成立であり、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>申請地は、神殿の隣接地であり、大規模な造成工事の必要はなく、現在の施設と一体化することに支障はありません。</p>
--	--	--

	<p>申請地は集落性があり、建築許可の見込みがあります。</p> <p>また、排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに北側の集水桝に集水し、既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から除外に必要な要件である農振法第13条第2項各号について満たしていると思われます。</p>
議長	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め</p>
委員	<p>今後駐車場を増設したいと除外の申し出があった場合、周囲の農地を除外することはできるのか。</p>
事務局	<p>農地転用の許可見込みがあるものに対して、除外をしており、今回の案件は、教職舎の建築という計画で申出されています。駐車場に関しては、敷地内で必要台数分を確保する計画になっているため、今後、駐車場の増設で農振除外をすることは認め</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。</p>
議長	<p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p>
事務局	<p>2番の案件について説明します。</p> <p>申請地は米野木東中学校から北西に約200メートルの位置に所在し、現況は田で水稻を栽培しており、面積は2,594㎡になります。</p> <p>申請地は令和2年12月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を申請者が相続するものです。</p> <p>納税猶予をかけることによって、終身農地として維持していかなければならなくなることは承知しており、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われます。</p> <p>続きまして3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、中部保育園から北西に約260メートルの位置に所在し、現況は田で、水稻を栽培しており、面積は3,008</p>

	<p>m²になります。</p> <p>申請地は令和2年12月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を申請者が相続するものです。</p> <p>納税猶予をかけることによって、終身農地として維持していかなければならなくなることは承知しており、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われま</p>												
議長	<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め</p>												
委員	<p>申請者二人の年齢と、令和2年12月に亡くなられており、引き続き耕作がされているということだが、耕作されていることを確認したのかを教えてください。</p>												
事務局	<p>2番の申請者は63歳で、3番の申請者は60歳です。</p> <p>耕作については、いずれの農地も水稲が耕作されていることを確認しています。</p>												
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p>												
議長	<p>議案第3号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>												
議長 事務局	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <table> <tr> <td>専決1号</td> <td>3条届出</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>専決2号</td> <td>4条届出</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決3号</td> <td>5条届出</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>専決4号</td> <td>18条通知</td> <td>1件</td> </tr> </table>	専決1号	3条届出	4件	専決2号	4条届出	3件	専決3号	5条届出	15件	専決4号	18条通知	1件
専決1号	3条届出	4件											
専決2号	4条届出	3件											
専決3号	5条届出	15件											
専決4号	18条通知	1件											
議長	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求め</p> <p>(意見なし)</p>												
議長 事務局	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <table> <tr> <td>現況証明願について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>生産緑地のあっせん願について</td> <td>1件</td> </tr> </table>	現況証明願について	2件	生産緑地のあっせん願について	1件								
現況証明願について	2件												
生産緑地のあっせん願について	1件												
議長	<p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求め</p> <p>(意見なし)</p>												
議長 事務局	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求め</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の農業委員会 <p>(令和3年6月28日(月))</p>												

	議長 (15:22)	午後3時 本庁舎4階第1会議室) 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
--	---------------	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 1番委員

議事録署名者 3番委員